

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 県民環境部・循環型社会推進課

法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律			法令番号	昭和45年法律第137号			
手続名	特別管理産業廃棄物収集運搬業(積替え・保管を含まない)許可 (変更許可)			根拠条項	第14条の4第1項(第14条の5第1項)			
審査基準	(審査基準) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第5項のとおり。 ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の13第1号へを除く。							
	受付機関	循環型社会推進課	処理機関	循環型社会推進課	交付機関	循環型社会推進課	標準処理期間(当該期間 には閉庁日を含めない) 40日 標準経由期間 日	目次No.